



平成 19 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 クリムゾン  
(JASDAQ・コード番号：2776)  
代表者名 代表取締役社長 児玉俊明  
問合せ先 取締役経営企画部長 古木智一  
電 話 03-3548-1515

## 業績に影響を与える事象の発生について

当社は平成 20 年 1 月中間期末監査の実施過程において、当社の会計監査人である新日本監査法人より、たな卸し資産の貸借対照表計上額に誤りのある可能性があるため在庫集計額等について過年度にさかのぼり調査をする必要がある旨指摘がありました。それを受けて、当社は平成 19 年 9 月 14 日に「平成 20 年 1 月期中間決算発表遅延に関するお知らせ」をリリースいたしました。

当社は平成 19 年 9 月 14 日同日付で特別調査委員会を設置するとともに、梶谷綜合法律事務所（千代田区丸の内）に対し外部の第三者として、過年度における在庫集計の誤りの有無及びその具体的な内容を調査するように依頼しました。特別調査委員会は、当該決算への関与のない社内 3 名と梶谷綜合法律事務所の 3 名により構成されました。平成 19 年 9 月 28 日上記梶谷綜合法律事務所より調査報告書を受領し当社の過年度決算において、不適切な会計処理により在庫評価額が過大に計上されていたことが判明しました。現在、本件に係る事実関係ならびに当社の連結及び個別業績に与える影響について鋭意調査中ですが、不適切な会計処理により過大計上された在庫評価額の概算額を下記の通りお知らせ致します。

当社において、このような不適切な会計処理が行われたことは誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 不適切な会計処理の概要

##### 1) 公表に至る経緯

平成 19 年 9 月 14 日以降、特別調査委員会による調査方法は当該期間だけではなく過去に遡及した内容は以下の通りです。

- 弁護士による関与者の聞き取り調査
- たな卸しの電子データの分析による修正部分の特定
- 上記修正部分における正当な修正の控除
- たな卸し管理シートの実査による原票の確認
- 品番における評価単価の推移の分析

以上の調査を行い在庫数量および評価に関して不適切な処理を行っていた内容を特定しました。そこで現段階の調査では、前々期および前期の在庫集計に誤りがあったことについて確認されています。かかる不適切な会計処理は当社の管理部門の者によって行なわれ、この結果、当社の在庫評価が過大に計上されたことが認められました。

これら一連の調査により、不適切な会計処理により過大に評価計上された在庫の概算額が確認されるに至ったことから、適時開示するものであります。

## 2) 不適切な会計処理により計上された過大在庫評価額

現在も社内調査は進行中ですが、前々期および前期において不適切な会計処理により過大に計上された在庫評価の額は、前期末の累計約 907 百万円の見込みです。尚、この見込みは、社内および第三者による調査に基づく金額であり、外部監査ならびに機関決定を受けたものではありません。

不適切な会計処理については、正確な金額が確定していないため、当該事業年度及び今事業年度の決算個々に与える影響については現段階で明らかになっておりません。今後の調査進捗を踏まえ、金額確定後適切な会計処理を行い適時開示いたします。

## 2 今後の対応策について

当社は、さらに徹底的な事実関係の調査を行い、今後このような不適切な会計処理の再発防止に向けた具体策の策定に取り組んでまいります。併せて抜本的な経営改善案の策定に着手いたします。

尚、本件に関し、管理部門担当取締役藤田潔を平成 19 年 10 月 1 日開催の取締役会で解任を決議いたしました。

## 3 特別調査委員会調査報告書（要旨）

次ページ以下に特別調査委員会による調査報告書の要旨を添付しています。添付している調査報告書（要旨）では弁護士による関与者の聞き取り調査内容は割愛しております。尚、記載金額などについては会計監査人の監査を終えていないため変更する可能性があります。

以上

(添付資料)

## 特別調査委員会調査報告書（要旨）

### 第1 本調査の端緒

対象会社は、同社 24 期中間期監査の実施過程において、新日本監査法人より、平成 19 年 7 月末の在庫集計に誤りのある可能性があるため、在庫集計等について、過年度にさかのぼって調査をする必要がある旨指摘された。

これを受けて対象会社は、当職らに対し、外部の第三者として過年度における在庫集計の誤りの有無及びその具体的内容の調査をするよう依頼した。

### 第2 本調査の結果

#### 1 在庫集計に誤りがあった期及びその金額

対象会社において在庫集計に誤りがあったのは、以下の各期であり、各期の不適正な評価増加額は以下のとおりと認められた。

	評価増加額
22 期中間期	272,897,188 円
22 期期末	300,455,030 円
23 期中間期	687,533,891 円
23 期期末	907,614,343 円

21 期中間期及び 21 期期末の在庫集計には誤りはなかったと認められた。

#### 2 在庫集計の誤りの原因

在庫集計の不適正な評価増加額は、経常利益の発表値（業績予想値ないし下方修正値）を確保する目的で、担当取締役の了承の下で、在庫集計に操作が行われたことによる。背景事情として、季越商品にかなり保守的な評価基準が適用されており、在庫評価額を増額することも可能と考えられていたことが指摘できる。

#### 3 在庫集計の操作の方法

##### (1) 22 期中間について

実際には存在しない在庫をアウトレット店舗の在庫として計上した。この方法により、在庫評価額を 272,897,188 円、不適正に増額した。

##### (2) 22 期期末について

実際には存在しない在庫をアウトレット店舗の在庫として計上した。この方法により、在庫評価額を 300,455,030 円、不適正に増額した。

##### (3) 23 期中間期について

評価単価の安い倉庫在庫を、アウトレット店舗の同数の在庫として計上し、その差額の評価額を不適正に増額した。

また実際には存在しない在庫をアウトレット店舗の在庫として計上した。

この 2 つの方法により、在庫評価額を総額、687,533,891 円不適正に増額した。

#### (4) 23 期期末について

一定の在庫につき従来とは異なる評価単価（以下「特別単価」という）を社内手続を経ずに採用し、その評価額を不適正に増額した。

評価単価の安い倉庫在庫を、アウトレット店舗の同数の在庫として計上し（上記の特別単価を適用）、その差額の評価額を不適正に増額した。

また実際には存在しない在庫をアウトレット店舗の在庫（上記の特別単価を適用）として計上した。

この3つの方法により、在庫評価額を総額 907,614,343 円、不適正に増額した。

### 第3 本調査の内容

#### 1 調査方法

- ①最終データから元データを引き算して「修正部分」を特定し
- ②修正部分から正当な修正分（紙データと突合して特定）を控除し
- ③②の作業後の「修正部分」と紙データ（棚表管理シート）とを突き合わせ、電子データと紙データとが整合するか否かを調査した。
- ④同時に、21 期中間期から 23 期期末にいたる各期について、在庫ごとに評価単価を比較し、評価単価の連続性につき調査した。

この作業と平行して、関与者のヒアリング調査を進めたところ、関与者の供述はほぼ一致しており、上記データの調査結果とも合致した。

よって第2記載の結論を得た。

#### 2 対象会社財務経理課の電子データの調査

##### (1) 電子データの調査の結果

当職らは、会社補助者の協力を得て、対象会社財務経理課のコンピュータ内に所蔵されていた、各期の棚卸に関する電子データを調査した。

その結果、21 期期末・22 期中間期・22 期期末・23 期中間期・23 期期末の各期について、「元データ」と「最終データ」を特定した。

なお、21 期中間期については、電子データは1個しかなく、電子データレベルでの操作の形跡は見られなかった。よって、21 期中間期に関しては不適正な在庫評価額の増額はなかったものと認めた。

##### (2) 元データと最終データの差額分析

電子データの調査結果を踏まえ、「最終データ」から「元データ」を控除し、「修正部分」を求めたところ、各期の「修正部分」は下表のとおりであった。

21 期中間期	※電子データは1つしか存在しなかった。
21 期期末	50 枚 / 19,738,520 円
22 期中間期	425,831 枚 / 278,709,036 円
22 期期末	600,381 枚 / 322,814,632 円
23 期中間期	1,151,900 枚 / 687,533,888 円

23 期期末	900,204 枚 / 703,778,013 円
--------	---------------------------

※なお、23 期中間期、23 期期末は、倉庫在庫からアウトレット店舗在庫に計上し直した在庫数の「減」が含まれている。

### (3) 正当な修正の控除

各期の「修正部分」のうち、下表のものは正当な修正であると判断した。各期について正当な修正と判断した理由は以下のとおりである。

21 期中間期	※電子データは1つしか存在しなかった。
21 期期末	50 枚 / 19,738,520 円
22 期中間期	8,555 枚 / 2,846,892 + 2,964,956 = 5,811,848 円
22 期期末	(112,852 枚 / 22,359,602 円)
23 期中間期	0 枚 / 0 円
23 期期末	204 枚 / 0 円

#### ア 21 期期末について

千葉物流センターでの 50 枚の追加は、追加数量から元データ入力段階で入力し忘れたものの追加入力であり正当な修正と認めた。

また、アウトレット店舗に実在する在庫につき、合計 19,738,520 円の評価単価の見直しが行われているが、在庫の場所移動もなく、特定の商品に関して品番の見直しに伴ったものであり、このような品番見直しは通常行われるものということであったので、正当な修正と認めた。

#### イ 22 期中間期について

(ア) 8555 枚 / 2,846,892 円の追加について

追加枚数はいずれも不自然な丸数字ではなく、伝票の位置も最終頁ではないことに加え、集約品番ではないことから、正当な修正と認めた。

(イ) 2,964,956 円の評価増額 (0 からの評価替え) について

0 からの評価増額は、評価単価をシステムに登録していなかったことによるシステムエラーを修正したものであり正当な修正と認める。

その他に、元データ上の単価が変更され、単価が下げられているものがあったが、原価の変更により単価を変更した (単価切り下げ) ものであり、通常の処理と認められる。

よって、8,555 枚 / 5,811,848 円の増加は、正当な修正と認めた。

#### ウ 22 期期末について

正当な修正はなかった。

ただし、22 期期末については、白石倉庫の伝票番号 18781 に記載されていた分 (112,852 枚 / 22,359,602 円) は実在在庫と認めた。

白石倉庫に在庫が 0 であることは考えられないこと (22 期中間の白石倉庫在庫

は 74,221 枚 15,632,829 円、23 期中間期は 87,881 枚 18,171,770 円、23 期末は 88,241 枚 44,406,856 円)、伝票番号 18781 は、同 18782 と異なり、入力履歴は 06・2・16 の 1 回のみであること、同伝票に対応する電子データには、1000 枚単位等のきりのいい不自然な在庫はないことが理由である。

#### エ 23 期中間期について

正当な修正はなかった。

#### オ 23 期期末について

204 枚／は、いずれも不自然な丸数字ではなく、伝票の位置も最終頁ではなかったことから、正当な修正と認めた。

各期について、最終データから元データを引き算して求めた「修正部分」から、正当な修正を控除した結果は以下のとおりであった。

21 期中間期	※電子データは 1 つしか存在しなかった。
21 期期末	0 枚／0 円
22 期中間期	417,276 枚／272,897,188 円
22 期期末	487,592 枚／300,455,030 円
23 期中間期	1,151,900 枚／ 687,533,888 円
23 期期末	900,000 枚／703,778,013 円

### 3 棚表管理シートの実査

#### (1) 実査の結果

当職らは、対象会社の棚卸作業の際使用されている棚卸伝票（以下「棚表管理シート」という）を、23 期期末分からさかのぼる形で、21 期中間期に至るまで、順次実査した。

21 期中間期及び 21 期期末の棚表管理シートには、不自然な記載はなかった。なお、いずれの期についても紛失伝票があったが、これに対応するデータを見ると、1000 枚単位等のきりのいい在庫は記載されていない。また 3(3)ア参照。

22 期中間期<sup>1</sup>、23 期中間<sup>2</sup>、23 期期末<sup>3</sup>の各期については、店舗毎にまとめられた棚表の表紙・当該伝票の位置・当該伝票の筆跡・当該伝票の内容（1000 枚単位等のきりのいい在庫が大量に記載されている）等から、明らかに不自然な棚表管理シート（「不自然シート」という）が、少なからず発見された。

22 期期末<sup>4</sup>については、複数のアウトレット店舗の棚表管理シートに紛失伝票（既

<sup>1</sup> 表紙に記載された「未使用シート枚数」も訂正されていた。途中頁には、1000 枚単位等のきりのいい在庫が大量に記載されているものはなかった。

<sup>2</sup> 表紙に記載された「未使用シート枚数」も訂正されていた。途中頁には、1000 枚単位等のきりのいい在庫が大量に記載されているものはなかった。

<sup>3</sup> 表紙に記載された「未使用シート枚数」は訂正されていない。途中頁には、1000 枚単位等のきりのいい在庫が大量に記載されているものはなかった。

<sup>4</sup> 表紙に記載された「未使用シート枚数」は訂正されていない。

使用頁の次の未使用頁の最初のシート)があることが発見された。

## (2) 不自然シート(ないし不明シートに対応する電子データ)の集計

不自然シートに記載された在庫(22期期末に関しては紛失伝票の伝票番号に対応する電子データ)を集計した結果は、下表のとおりであった。

22 期中間期	41,726 枚 / 272,897,188 円
22 期期末	シートなし
23 期中間期	1,729,391 枚 / 755,799,090 円
23 期期末	1,588,652 枚 / 776,169,880 円

## 4 評価単価の推移の分析

当職らは、会社補助者の協力を得て、21 期中間期から 23 期期末にいたる各期について、在庫ごとに評価単価(各期の元データを入力する際に、実際に適用された評価単価)を比較し、評価単価の連続性につき調査した。

その結果、23 期期末には、一定の在庫について、元データにおいても最終データにおいても、従来とは異なる特別単価が適用されていた。

なお、各関係人のヒアリング調査によれば、23 期期末に特別単価を適用することについて、社内手続を取っていないことが認められた。

## 5 結論

### (1) 21 期中間期について

第 3, 3 (1) 記載のとおり、電子データは 1 個しかなく紙データレベルでも、不自然な記載は見られなかったため、在庫評価額の不適正な増額はなかったものと認めた。

### (2) 21 期期末について

電子データには修正があったが、紙データ(棚表管理シート)と照合したところ、「修正部分」と正当な修正の数量・金額が完全に一致したため、全てが正当な修正であり、在庫評価額の不適正な増額はなかったものと認めた。

### (3) 22 期中間期について

電子データにおける「修正部分」から正当な修正を控除して求めた電子データ上の不適正データの伝票番号及び数と、不自然シートの伝票番号及び数量が一致した。よって電子データにおける不適正データ評価額の合計額である 272,897,188 円が不適正に増額されたと認めた。

### (4) 22 期期末について

電子データにおける「修正部分」から正当な修正を控除して求めた電子データ上の不適正データの伝票番号と、紛失伝票の伝票番号が一致した(この期については不自然シートが発見されていない)。この調査結果と関係者の供述及び(3)(4)の結果等から、電子データにおける不適正データ評価額の合計額である 300,455,030 円が不適正に増額されたと認めた。

**(5) 23 期中間期について**

電子データにおける「修正部分」のうち増額にかかる不適正データの伝票番号及び数量が、不自然シートの伝票番号及び数量と一致した。よってこの不自然シートにかかる評価額合計 755,799,090 円が不適正に増額されたものと認めた。なお、電子データにおける増額にかかる不適正データの評価額合計は 755,799,087 円になっており、3 円の誤差があるが、UO 錦糸町店における小数点未満の計算の誤差と考えられる。ただこの期においては他方で、電子データ上 68,265,199 円の実在在庫が減額されているので、結論としてはその差額の 687,533,891 円が不適正に増額されたと認めた。

**(6) 23 期期末について**

電子データにおける「修正部分」から正当な修正を控除した電子データ上の増額にかかる不適正データの伝票番号及び数量が、不自然シートの伝票番号及び数量と一致した。よって不自然シート記載分にかかる評価額 776,169,880 円が不適正に増額されたものと認めたが、他方電子データ上 72,391,867 円の実在在庫が減額されているので、結論としてはその差額の 703,778,013 円が不適正に増額されたものと認めた。

さらにこの期は元データに特別単価が適用されており、その増額分は 203,836,330 円であった。

よってこの期は、上記の合計額 907,614,343 円が不適正に増額されたと認めた。

- (7)** なお、今回の不適正な在庫集計操作には、いずれもアウトレット店舗の在庫が使われている。これは他の在庫の管理に比べ、アウトレット店舗の在庫の管理が甘かったことが原因である。同在庫の管理を、例えば POS を導入する等厳格にしておれば、今回のような操作はできなかったと思われる。

以上